



復興庁

Reconstruction Agency

# 平成26年度 税制改正要望概要

平成 25 年 8 月  
復興 庁

# 平成 26 年度復興庁税制改正要望

平成 25 年 8 月  
復興庁

＜全体概要＞ ※太字下線部の省庁が主管省庁。以下同。

## 1. 復興特区関係

- (1) 復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年間延長（延長）  
＜復興庁、経済産業省共同要望＞
- (2) 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで 4 年間延長（延長）  
＜復興庁、国土交通省共同要望＞
- (3) 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで 4 年間延長（延長） ※復興特区税制ではないが、（2）に関連。  
＜復興庁、国土交通省共同要望＞
- (4) 新規立地促進税制の要件（再投資等準備金積立て期間内における事務所等設置区域の制約、即時償却の対象となる再投資等の実施区域の制約）の緩和（拡充）  
＜復興庁、経済産業省共同要望＞

## 2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- (1) 経営者が私財提供した場合の譲渡所得に対する非課税措置を東日本大震災事業者再生支援機構が支援する事業者にも適用すること（拡充）  
＜復興庁、金融庁共同要望＞
- (2) 個人事業者に係る事業再生税制の創設（新規）  
＜復興庁、内閣府、金融庁、経済産業省共同要望＞
- (3) 事業再生に係る固定資産税の特例の創設（新規）  
＜復興庁、内閣府、金融庁、経済産業省共同要望＞

## 3. その他

- (1) 津波被災区域における固定資産税及び都市計画税の所要の措置（その他）  
＜復興庁単独要望＞
- (2) 被災代替資産等の特別償却の割合の引き上げの適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年間延長（延長）  
＜復興庁、経済産業省共同要望＞
- (3) 被災自動車等の所有者等が代替自動車等を取得した場合における当該自動車等に係る自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例の適用期限を 2 年間延長（延長）  
＜復興庁、経済産業省、国土交通省共同要望＞

## <個別説明>

### 1. 復興特区関係

- (1) 復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年間延長（延長）

<税目>（国税）所得税、法人税

#### 概要

復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却は、早期の投資を促して早期の復興につなげるとの考えの下、福島県を除き（※）平成 26 年 3 月 31 日までの措置としているが、被災者の暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、機械及び装置の即時償却の特例の適用期限を延長することにより、雇用機会の確保に資する設備投資を促進する必要がある。そのため、本特例の適用期限を、集中復興期間が終了する平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年間延長することを要望する。

※福島県内においては平成 28 年 3 月 31 日までの措置

#### 要望内容

復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。

#### 要望省庁

復興庁、経済産業省の共同要望（主管省庁は復興庁）

- (2) 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで 4 年間延長（延長）

<税目>（国税）所得税、法人税

#### 概要

東日本大震災で住まいを失った被災者にとって住宅の早期再建が必要不可欠との考えの下、復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除は、平成 26 年 3 月 31 日までの措置としているが、住宅再建が遅れており平成 26 年度以降も被災者向け住宅整備のニーズが見込まれる現状から、引き続き被災者向け住宅の整備を促進する必要がある。また、宅地造成の遅れにより、宅地の完成時期が平成 28 年度にかかる被災地域が出始めており、宅地造成に要する期間及び住宅の建設期間を考慮し、本特例の適用期限を、平成 30 年 3 月 31 日まで 4 年間延長することを要望する。

#### 要望内容

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで 4 年間延長する。

#### 要望省庁

復興庁、国土交通省の共同要望（主管省庁は復興庁）

- (3) 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで 4 年間延長（延長）  
＜税目＞（国税）所得税、法人税

#### 概要

東日本大震災で住まいを失った被災者にとって住宅の早期再建が必要不可欠との考えの下、多数の住宅に被害が生じた特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の割増償却は、平成 26 年 3 月 31 日までの措置としているが、住宅再建が遅れており平成 26 年度以降も被災者向け住宅整備のニーズが見込まれる現状から、引き続き被災者向け住宅の整備を促進する必要がある。また、宅地造成の遅れにより、宅地の完成時期が平成 28 年度にかかる被災地域が出始めており、宅地造成に要する期間及び住宅の建設期間を考慮し、本特例の適用期限を、平成 30 年 3 月 31 日まで 4 年間延長することを要望する。

#### 要望内容

特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで 4 年間延長する。

#### 要望省庁

復興庁、国土交通省の共同要望（主管省庁は国土交通省）

- (4) 新規立地促進税制の要件（再投資等準備金積立て期間内における事務所等設置区域の制約、即時償却の対象となる再投資等の実施区域の制約）の緩和（拡充）  
＜税目＞（国税）法人税

#### 概要

東日本大震災復興特別区域法第 40 条に規定されている新規立地促進税制について、被災地からは、再投資等準備金積立て期間内における事務所等設置区域の制約及び即時償却の対象となる再投資等の実施区域の制約の要件により、事業活動への制約が生じるおそれがあるため、法人が本特例の活用を躊躇しているとの意見がある。

本特例に対する懸念を解消することにより本特例の活用を促進し、新規立地新設法人を増加させるため、本要件の緩和を要望する。

#### 要望内容

新規立地促進税制の要件（再投資等準備金積立て期間内における事務所等設置区域の制約、即時償却の対象となる再投資等の実施区域の制約）を緩和する。

#### 要望省庁

復興庁、経済産業省の共同要望（主管省庁は復興庁）

## 2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- (1) 経営者が私財提供した場合の譲渡所得に対する非課税措置を東日本大震災事業者再生支援機構が支援する事業者にも適用すること（拡充）

## <税目> (国税) 所得税

### 概要

震災支援機構が支援する事業再生において、経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供した場合、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税が課せられる（みなし譲渡益課税）。

他方、地域経済活性化支援機構や整理回収機構等が支援する場合には、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供については、みなし譲渡益課税が非課税となるため、震災支援機構が支援する場合についても同様の措置を要望する。

### 要望内容

震災支援機構が支援する事業再生においても、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、みなし譲渡益課税を非課税とする。

### 要望省庁

復興庁、金融庁の共同要望（主管省庁は復興庁）

## (2) 個人事業者に係る事業再生税制の創設（新規）

### <税目> (国税) 所得税

### 概要

法人については、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることのないよう、法人税制において「企業再生税制」が措置されているところ。

しかし、個人事業者については、合理的な再生計画に基づき、金融機関等から債権放棄を受ける場合であっても、所得税制（事業所得）において同様の税制措置が講じられていない。このため、震災支援機構等が支援する事業再生において、個人事業者に対する債権放棄が進まず、事業再生の障害となっているケースが生じているので、個人事業者が債権放棄を受ける場合についても、「企業再生税制」と同様の措置を要望する。

### 要望内容

合理的な再生計画に基づき、個人事業者が債権放棄を受ける場合についても、「企業再生税制」と同様の措置を要望する。

### 要望省庁

復興庁、内閣府、金融庁、経済産業省の共同要望（主管省庁は金融庁）

## (3) 事業再生に係る固定資産税の特例の創設（新規）

### <税目> (地方税) 固定資産税

## 概要

震災支援機構等による事業再生中の事業者の保有する固定資産のうち、実質的に稼動していない建物等であっても、課税対象となる評価額が実際の価値よりも高く評価され、事業再生の障害となっているケースが生じているので、事業再生に係る固定資産税評価の特例の創設を要望する。

## 要望内容

合理的な再生計画の下、事業再生する事業者の建物・設備等に係る固定資産税の軽減措置を認める。

## 要望省庁

復興庁、内閣府、金融庁、経済産業省の共同要望（主管省庁は金融庁）

## 3. その他

(1) 津波被災区域における固定資産税及び都市計画税の所要の措置（その他）

<税目>（地方税）固定資産税、都市計画税

## 概要

平成 23 年度分から平成 25 年度分の固定資産税及び都市計画税に関しては、地方税法附則第 55 条に基づき、東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋（平成 24 年度分以降は、土地及び家屋の使用状況等を総合的に勘案して課税することが適当と認める土地及び家屋を除く。）については、課税を免除すること又は 2 分の 1 減額課税することとされている。

震災後約 2 年半が経過し、津波被災区域においては、使用されるようになり通常とおり課税される土地及び家屋が存在する一方で、現在においても使用がされていない土地及び家屋が多数存在するため、復興の進展状況を踏まえ適切な見直しをしつつ、平成 26 年度分以降の固定資産税及び都市計画税についても、津波被災区域内の土地及び家屋の使用状況等を勘案した所要の措置を講じることを要望する。

## 要望内容

平成 26 年度分以降の固定資産税及び都市計画税についても、津波被災区域内の土地及び家屋の使用状況等を勘案した所要の措置を講じる。

## 要望省庁

復興庁の単独要望

(2) 被災代替資産等の特別償却の割合の引き上げの適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年間延長（延長）

<税目>（国税）所得税、法人税

## 概要

被災代替資産等の特別償却については、被災事業所の早期の事業再開を促して早期の復興につなげるとの考えの下、平成 26 年 3 月 31 日までに取得等した場合には特別償却の割合を引き上げている。しかしながら、被災地においては、被災事業者の施設・設備の復旧及び事業の本格再開は終了したとは言えないことから、被災代替資産等の特別償却の割合の引き上げの適用期限を延長することにより、遅れている本格復旧・再開を促進する必要がある。そのため、特別償却の割合の引き上げの適用期限を集中復興期間が終了する平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年間延長することを要望する。

#### 要望内容

被災代替資産等の特別償却の割合の引き上げの適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。

#### 要望省庁

復興庁、経済産業省の共同要望（主管省庁は復興庁）

- (3) 被災自動車等の所有者等が代替自動車等を取得した場合における当該自動車等に係る自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例の適用期限を 2 年間延長（延長）

<税目>（国税）自動車重量税 （地方税）自動車取得税、自動車税、軽自動車税

#### 概要

東日本大震災により滅失等した被災自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合、当該自動車等に係る自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税を免除又は非課税とする特例措置が導入されている。しかしながら、自動車重量税は平成 26 年 4 月 30 日までに、自動車取得税は平成 26 年 3 月 31 日までに、それぞれ取得等された代替自動車等に特例が適用され、自動車税及び軽自動車税は、平成 23 年度分から平成 25 年度分までに特例が適用される。

被災地域においては、平成 26 年度以降も代替自動車等の取得が行われる見込みであることから、代替自動車等の取得に係る被災者の負担を軽減する本特例の適用期限を 2 年間延長することを要望する。

#### 要望内容

被災自動車等の所有者等が代替自動車等を取得した場合における当該自動車等に係る自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例の適用期限を 2 年間延長する。

#### 要望省庁

復興庁、経済産業省、国土交通省の共同要望（主管省庁は復興庁）